様式第4号(第8条関係)

(表)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

診療報酬明細書等開示(非開示)決定通知書

　　　年　　月　　日付けで請求のありました診療報酬明細書等の開示につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

　なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を　　　　　　まで御連絡ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定条件 | □　開示する　　　　(条件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)□　開示しない　理由　□　主治医の同意が得られないため　　　　□　請求に係る診療報酬明細書等は、内容審査等処理中につき、内容等が確定していないため　　　　□　請求に係る診療報酬明細書等の保存期限が切れ、棄却したため　　　　□　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 開示の方法 | 閲覧・写しの交付 |
| 開示する診療報酬明細書等 |
| 名称 | 期間 |
| □　診療報酬明細書(□　入院・□　外来) | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |
| □　調剤報酬明細書 | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |
| □　訪問看護療養費明細書 | 　　　年　　　月分～　　　年　　　月分 |
| 開示の日時 | 　　　年　　　月　　　日　午前(午後)　　　時においでください。 |
| 開示の場所 | 　 |
| 担当課 | 　　　　　　　　　　　　　　　課　　　　　　　　係電話　　　　(　　)　　　　　　 |
| 備考 |

(注)1　開示書類の閲覧又は受領は、原則として本人とします。

　　　開示書類の閲覧又は受領の際は、この通知書と本人であること確認できる書類等請求の際お願いした書類を御持参ください。

　　2　この通知を発送した日から1箇月を経過しても、御来庁(御連絡)のない場合は、診療報酬明細書等を開示できないことがありますので御注意願います。

　　3　診療内容についての照合にはお答えすることはできません。

(裏)

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。